

令和5年(行ウ)第1号 債務不存在確認請求事件

原告 王寺町

被告 香芝・王寺環境施設組合



## 請求の減縮申立書

令和6年6月17日

奈良地方裁判所 民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南川諦弘

同 石黒良彦



### 1 請求の減縮

原告は、請求の趣旨第1項に係る請求を次のとおり減縮する。

「原告・被告間において、別紙債権目録(3)記載の債権に係る原告の被告に対する支払債務は存在しないことを確認する。」

### 2 請求の減縮の理由

(1) 訴え提起から令和5年10月31日付の請求の減縮申立に至るまでの経緯

ア 原告は、訴状の請求の趣旨第1項において、別紙債権目録記載の債権に係る原告の被告に対する支払債務が存在しないことの確認を求めていた。

イ しかし、本件訴訟が係属しているなか、被告は、訴状の別紙債権目録の「(5) 初回請求金額」に記載の292万1178円を、原告に返還すべきであった令和4年度の分担金の返還金から相殺した。

ウ そこで、原告は被告に対し、上記相殺の無効を主張し、上記292万1178円の返還を求め、御庁令和5年(行ウ)第19号分担金返還請求事

件を提起するとともに、本件訴訟では、上記292万1178円について確認の利益を欠くことになったため、それを債務不存在の確認を求める対象から除くこととし、令和5年10月31日付「請求の減縮申立書」により、債務不存在の確認を求める対象を、別紙債権目録(2)記載の債権に減縮した。

(2) 本件請求の減縮申立について

ア 被告は、令和5年10月31日付「請求の減縮申立書」の別紙債権目録(2)の「(5) 毎年度の請求金額」に記載の292万1161円を、原告に返還すべきであった令和5年度 of 分担金の返還金から相殺することに決し、令和6年3月21日、その旨を原告に通知した（甲第59号証「令和5年度香芝・王寺環境施設組合分担金の清算について」）。

イ そこで、原告は、上記292万1161円の相殺の無効と返還を求め、御庁令和5年（行ウ）第19号分担金返還請求事件において訴えの追加的変更の申立を行うとともに、本件訴訟では、上記292万1161円について確認の利益を欠くことになったため、それを債務不存在の確認を求める対象から除くこととし、債務不存在の確認を求める対象を、本申立書の別紙債権目録(3)記載の債権に減縮する次第である。

以上

別紙

債 権 目 録 (3)

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 債権者      | 香芝・王寺環境施設組合  |
| (2) 債務者      | 王寺町  |
| (3) 債権額      | 5 2 5 8 万 0 8 9 8 円  |
| (4) 支払方法     | 令和6年度から令和23年度にかけて1<br>8回の分割払い  |
| (5) 毎年度の請求金額 | 2 9 2 万 1 1 6 1 円  |
| (6) 毎年度の支払期限 | 翌年度の5月31日  |
| (7) 発生原因     | 香芝・王寺環境施設組合と香芝市とが令<br>和4年10月26日に締結した覚書及び<br>協議書に基づく香芝・王寺環境施設組合<br>における王寺町の分担金  |
| (8) 内訳       | 覚書の別表記載1の事業に係る香芝・王<br>寺環境施設組合から香芝市に対する償還<br>金の王寺町負担部分として<br>3 0 4 3 万 0 4 0 4 円<br>覚書の別表記載2の事業に係る香芝・王<br>寺環境施設組合から香芝市に対する償還<br>金の王寺町負担部分として<br>2 2 1 5 万 0 4 9 4 円 |